

毒物劇物取扱いの手引き (業務上取扱者用)

令和8年3月

長崎県福祉保健部薬務行政室

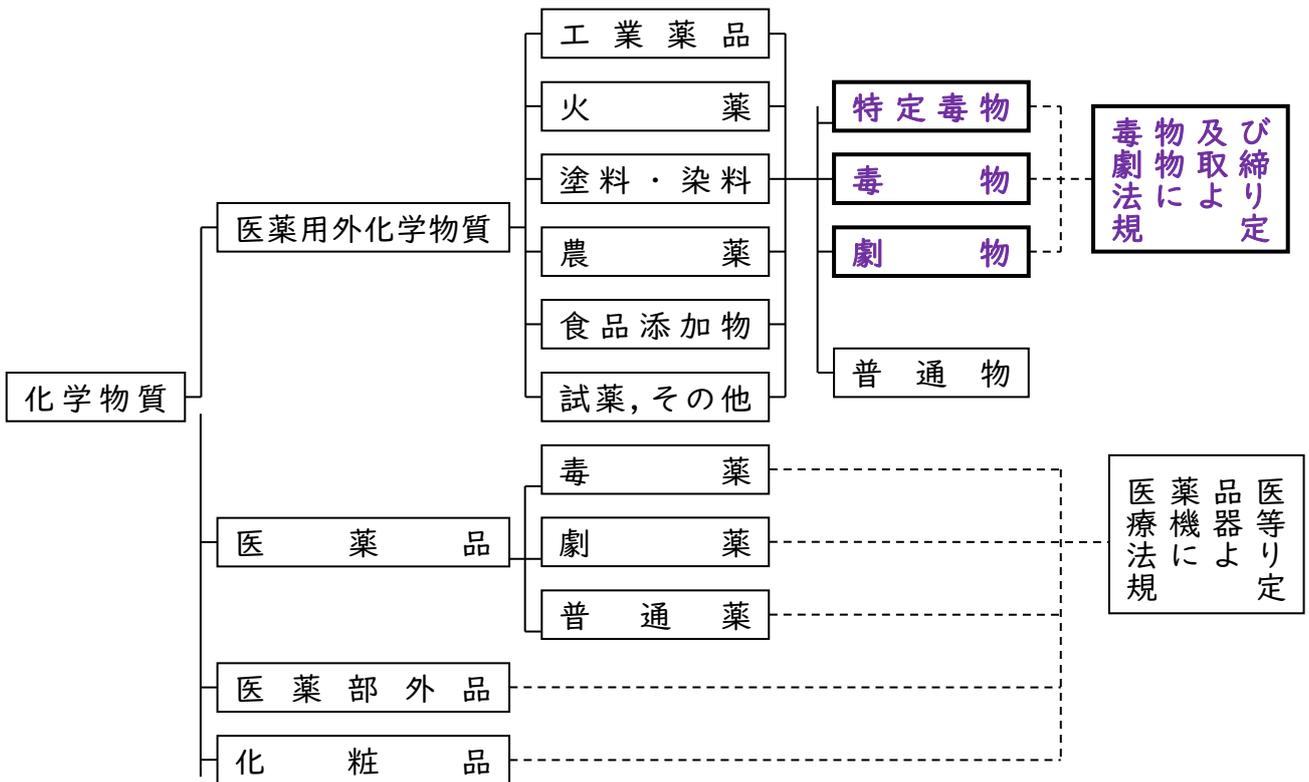
目 次

1. 毒物劇物とは	1
2. 毒物及び劇物取締法の規制を受ける者	2
3. 毒物及び劇物の取扱い	2
4. 貯蔵・陳列する場所の表示	6
5. 盗難、紛失、飛散、流出時の措置	6
6. 毒物劇物購入時の注意点	7
7. 毒物劇物の他者への譲渡・販売は禁止	7
8. 廃棄の基準	8
9. 毒物劇物危害防止規定	8
【作成例】毒物劇物危害防止規定	10
(別紙1) 毒物劇物管理簿	13
(別紙2) 点検表	14
(別紙3) 応急措置(代表例)	15
(別紙4) 研修記録表	19

毒物劇物とは

今日、数多くの化学物質が存在しており、その数は160万種類とも言われています。

その中で、工業薬品、農薬、試薬など、有用な化学物質のうち有害性、特に急性毒性に着目して、ごく少量で人体に健康被害をもたらす恐れがあるものを「毒物及び劇物取締法」では、「毒物」「劇物」として指定して様々な規制をしています。



◎毒劇物は身近なところで使用されています。



毒物及び劇物取締法の規制を受ける者

営業者	毒物劇物製造業者	毒物劇物を製造する者
	毒物劇物輸入業者	毒物劇物を輸入する者
	毒物劇物販売業者	毒物劇物を販売する者
業務上取扱者	要届出取扱者	①シアン化ナトリウム又は無機シアン化合物及びこれを含有する製剤を使用する電気めっき業又は金属熱処理業 ②政令で定める毒物劇物の運送業 ③シアン化ナトリウム又は砒素化合物及びこれを含有する製剤を取り扱うしるありの防除業
	非届出取扱者	毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び要届出業務上取扱者以外の者であって厚生労働省令で定める毒物劇物（すべての毒物劇物が対象）を業務上取扱う者。
取扱者 特定毒物	特定毒物研究者	学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用する者。
	特定毒物使用者	特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者。①四アルキル鉛製剤②モノフルオール酢酸塩類製剤③ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト製剤④モノフルオール酢酸アミド製剤⑤燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

毒物及び劇物の取扱い

1. 盗難、紛失防止措置（法第11条第1項）

毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐ措置を講じなければならない。

法第11条第1項に定める措置として次の措置が講じられること。

- (1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区別された毒劇物専用のもとし、かぎをかける施設等のある堅固な施設とすること。
- (2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること（昭和52年厚生省薬務局長通知）

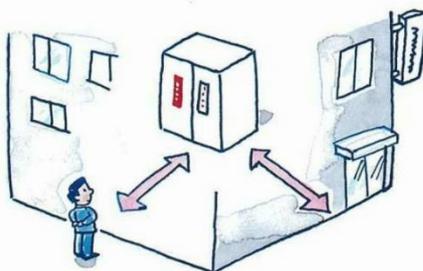


敷地境界線から離れたところに保管しましょう。

毒劇物は、誰もが容易に近づきにくいように保管する必要があります。関係者以外が手に取れるような場所に置いておくと、盗難の危険性が高くなると同時に、取扱いを知らない人に危害を与える可能性が高くなるためです。



柵を設けること。



敷地境界線から離して保管する。



建物の窓のそばは盗難にあいやすい。



興味を引いてしまう。



落ちてきて、被害にあう。



保管場所は目の行き届くところにします。

毒劇物がどこにどのくらいあるか、管理者は常に把握しておく必要があります。目配りが利く場所に置いて管理することは、盗難を未然に防ぎます。また、地震や火事といった災害時にも素早い対応ができるので、自分や周囲の人々を毒劇物の危害から守ることになります。



毒劇物の有無が確認できる場所に置く。



陳列する棚にも毒劇物の表示をし、明確に区別する。



迅速に撤出、避難できる。

盗難にあいやすい設置場所

ワンルームマンションの事業所などで、玄関脇に毒劇物を置いたりすると、人が入ってきたことを仕事場からは確認できません。



保管庫に保管する場合は施錠します。



頑丈な保管庫に厳重な施錠

2. 施設外への飛散、流失等防止措置（法第11条第2項、令第38条）

毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であって政令で定めるものが営業所等の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。



コンクリート製とするなど、扱う毒劇物の性質を踏まえた設備とします。

漏えい、流出防止の措置を講ずることによって、周辺住民への毒劇物による危害が防げます。それと同時に、毒劇物が容易に外部の手に渡ることを防ぎます。



3. 運搬する場合の飛散、流失等防止措置（法第11条第3項）

営業所等の外において毒物若しくは劇物又は法第11条第2項の政令（令第38条）で定める物を運搬する場合には、飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。



トラックでの運搬は厳重に管理。

運搬時は、毒劇物の管理者であるという意識をしっかりと持ち、一般の人々の手に渡ることがないように、注意深く作業をする必要があります。



4. 飲食物容器の使用禁止（法第11条第4項、規則第11条の4）

すべての毒物又は劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

貯蔵・陳列する場所の表示

毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。（法第12条第3項）

盗難、紛失、飛散、流出時の措置

1. 飛散・流失等の事故時の措置（法第17条第1項）

毒物若しくは劇物又は法第11条第2項の政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、応急の措置を講じなければならない。

2. 盗難・紛失の際の措置（法第17条第2項）

毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。



通報体制を整備します。

いざという時にあわてないように、予めだれが通報するのか決めておきます。通報担当者がいない場合にはどうするか決めておきます。



通報担当者を決めておく

盗難又は紛失した場合



直ちに警察に通報する。

飛散、漏えい、侵出、流出した場合

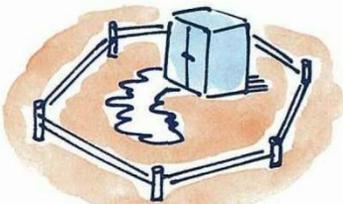


直ちに、通報する。



被害が拡大しないように措置を講じます。

当事者には被害を最小限にとどめる責任があります。放置すれば、毒劇物によって他人に危害を与える恐れがありますので、速やかに被害を食い止める措置を講じて下さい。



周辺にロープを張るなどして人の立入りを禁止する。



風下の人に知らせ退避させる。

自らは保護具を着用すること。



被害箇所に中和剤等を散布する。



中和した後に多量の水で洗い流す。

河川などに流出しないように注意する。

一般の人が発見した場合は、警察署又は消防署、保健所などに速やかに連絡し、関係各機関の指示に従いましょう

毒物劇物購入時の注意点

毒物劇物販売業者は、譲受人から次の事項を記載し、押印又は署名した書面（譲受書）の提供を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業業者以外の者に販売し、又は授与してはならない。（法第14条第2項、規則第12条の2）

- ①毒物又は劇物の名称及び数量
- ②販売又は授与の年月日
- ③譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地）

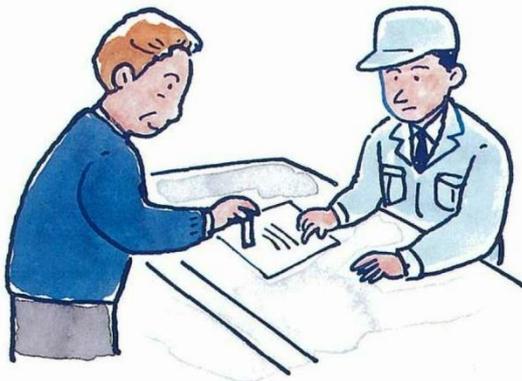


毒劇物の購入には手続きが必要です。

毒物劇物営業業者から毒劇物を購入する場合には、法で定められた手続きを踏まなければなりません。

毒物劇物営業業者からの購入手続き

購入する場合には、必要事項を記入し、捺印した譲受文書を作成し、営業者に提出しなければなりません。



買い手が必要事項を記入し、捺印した譲受文書を提出。

年 月 日				
毒物および劇物譲受書				
毒物または劇物	品 名	容 量	数 量	
譲 受 人 <small>（法人にあっては、その名称及び主たる事業所の所在地）</small>	住 所			
	氏 名			
備 考	職 業			
備 考				

譲受文書

必要事項とは？

- ①毒物又は劇物の名称及び数量
- ②販売又は授与の年月日
- ③譲受人の氏名、職業と住所（法人は会社名と所在地）

毒物劇物の他者への譲渡・販売は禁止

毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列をしてはならない。（法第3条第3項）

廃棄の基準

毒物又は劇物は、政令で定める廃棄に関する技術上の基準に従って、廃棄しなければならない。(法第15条の2、令第40条)



原則として毒劇物ではないものにしてから廃棄しなければなりません。

ここにあげた条件に合致する廃棄方法として、薬務局長通知『毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準について』で、多くの毒劇物について個別品目ごとに具体的な廃棄方法が示されています。



毒物劇物危害防止規定

毒物劇物による危害は、事業所によって取扱う種類や態様、作業の手順、異常事態の内容が異なる。このため、各事業所がその実情に応じて、毒物劇物の管理・責任体制を明確にした危害防止対策を自主的な規範にまとめた「毒物劇物危害防止規定」を作成する必要がある。

「毒物劇物危害防止規定」には次の項目が必要である。

1. 職務と組織に関する事項

次に示すような作業について、管理・責任体制を明確にする。

- ①毒劇物の貯蔵又は取扱い作業
- ②その設備等の点検
- ③事故時における関係機関への通報及び応急措置

2. 貯蔵又は取扱いに係る作業方法に関する事項

実際に毒物劇物を取り扱うすべての作業について作業手順を明確にし、作業者に周知する。

- ①毒物劇物の受入れ、貯蔵、調製、使用、廃棄等に関する作業手順
- ②各種装置・機器類の作業手順
- ③異常事態が発生したときの作業を中断する際の手順

3. 貯蔵及び取扱いに係る設備の点検に関する事項

貯蔵所（倉庫、タンク等）、使用場所、運搬装置・容器、処理施設等の点検に関する作業の手順

4. 毒劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項

貯蔵所（倉庫、タンク等）、使用場所、運搬装置・容器、処理施設等の整備や補修に関する作業の手順。

5. 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

次のことを具体的に定める。

①事故発生時の連絡・通報体制

②事故処理の体制

③応急措置活動の手順

6. 関係者の教育及び訓練に関する事項

定期的に研修・訓練が実施されるように計画する。

①貯蔵又は取扱いの作業、設備等の保守、事故時の応急措置等の教育

②危害防止に関する研修・訓練の計画

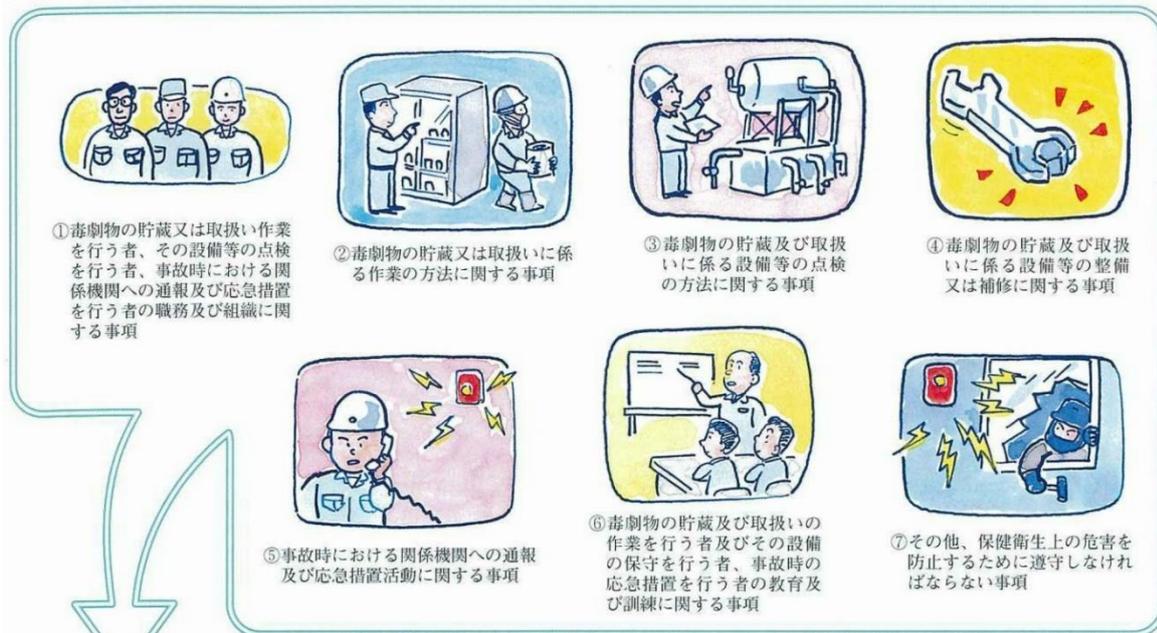
7. その他

実情に応じて、危害防止のために遵守しなければならない事項を定める。

「毒物劇物危害防止規定」は、具体的かつ詳細な内容となるよう作成することが重要である。品目ごとの安全性情報、管理組織図、個別の作業手順書、事故時の通報連絡図、点検項目表、教育訓練計画書等の関係書類を添付しておくことが必要。



毒劇物の危害は、事業所によって取扱う種類や態様、作業手順、異常事態の内容などあらゆる点で異なります。各事業所がその実情に応じた危害防止対策を自主的な規範にまとめたものが「毒物劇物危害防止規定」です。



毒劇物を取扱う事業所はこれらの項目について、具体的かつ詳細な細則を定めることとなっています。

【作成例】

毒物劇物危害防止規定

所在地 長崎県〇〇市〇〇町〇-〇

名称 〇〇〇〇〇〇〇〇

1. 目的

本規定は、毒物劇物の管理体制を明確にし、もって保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

2. 適用

本規定の事項は、〇〇〇〇〇〇〇〇が使用する毒物劇物に適用する。

3. 定義

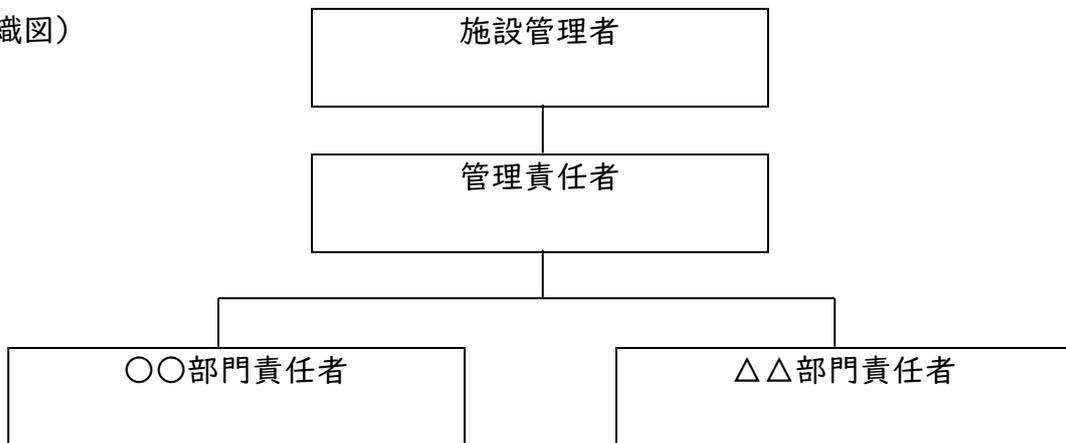
本規定において、用語の定義は次のとおりである。

- ・「毒物劇物」とは、毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物及び劇物とする。

4. 管理責任者

毒物劇物の取扱いに関し、施設全体を管理、監督する毒物劇物管理責任者を設置する。

(組織図)



(管理責任者の業務)

管理責任者は、6.「注意及び確認事項」に掲げる管理簿・自己点検表・毒物劇物の取扱い方法等を定期的に確認し、異常が認められた時は、速やかに必要な措置を行う。

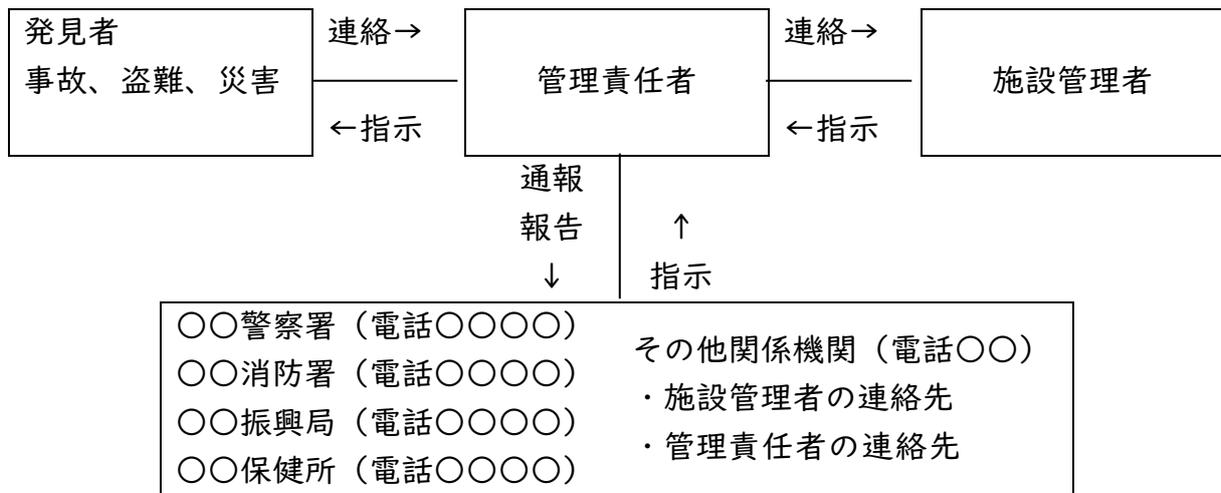
管理責任者は、毒物劇物の取扱いに関し、必要な指示を各部門の責任者を通じ、職員に与える。

(職員の業務)

各職員は、管理責任者の指示に従い、必要な助言及び報告を行う。

5. 緊急連絡網

事故等が発生した際には、速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限に食い止めるための緊急連絡体制を確立する。



6. 注意及び確認事項

毒物劇物の適正な取扱いのため職員は、次の事項を遵守すること。

(1) 取扱う毒物劇物の名称・保管量について

- ・毒物劇物の保管・管理の適正化を図るため、別紙1の管理簿を作成すること。
- ・各職員は、使用した毒物劇物の数量を管理簿に記録すること。
- ・最少保管数量になった時点で部門責任者は、管理責任者に連絡し、新たに購入すること。

(2) 貯蔵設備について

- ・貯蔵設備について別紙2の点検表に基づく点検を管理責任者は部門責任者立会のもと週1回行い、記録すること。
- ・設備の改修や震災等の異常時の点検・保守等については、点検を行い管理責任者が確認のうえ、取扱いを再開すること。

(3) 取扱いについて

- ・毒物劇物を保管・使用する施設は施錠し、必要時以外入室しないこと。カギは、施設管理者が管理すること。
- ・貯蔵設備は、毒物劇物専用のもとし、必要時以外は解錠しないこと。カギは、管理責任者が管理すること。
- ・保管管理中の毒物劇物の状態を確認し、異常の有無を点検すること。
- ・貯蔵設備の換気、排水処理設備等の異常の確認を行うこと。
- ・毒物劇物の使用後の空容器は、保健衛生上の危害が生じないよう適切な処分を行うこと。

(4) 応急措置・廃棄について

- ・万一、保管容器等から毒物劇物が流失、飛散した場合には、直ちに5.「緊急連絡網」により関係者に連絡すること。
- ・被害の拡大を防ぐため、別紙3「応急措置」(代表例のみ掲載)により適切な対

応を行うこと。

- ・廃棄については、自家処理を行わず、都道府県の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、適正な処理を行うこと。但し、希釈、中和により処分が可能なものについては処理を行い、廃棄し、専用の記録簿を作成し記録すること。
- ・委託処理を行った場合には、その処理した量、年月日等を記録し、3年間保存すること。

(5) 教育及び訓練

管理責任者は、保健衛生上の危害防止のため、定期的な教育及び訓練を行い、その内容について別紙4に記録すること。

- ・法の規制に関すること
- ・事故等の応急措置に関すること。
- ・毒物劇物の性状に関すること。
- ・その他

7. その他

規定年月日	年	月	日（規定者	印)
改定年月日	年	月	日（改定者	印)

点 検 表

(○○○○○)

確 認 日		月日	月日	月日	月日	月日
確 認 事 項						
貯蔵設備	他の物との区分 (法11条)					
	飛散等のおそれのない構造 (法11条)					
	かぎ又はさくの設置 (法11条)					
取扱い	盗難・紛失の予防措置 (法11条)					
	飛散等の予防措置 (法11条)					
	飲食物容器の使用 (法11条)					
	その他の取扱い (法11条)					
運搬	運搬基準の遵守 (法16条)					
	運搬時の予防措置 (法16条)					
廃棄	適正な廃棄 (法15条の2)					
表示等	容器被包の表示 (法12条)					
	貯蔵・陳列場所の表示 (法12条)					
	着色・品質基準の遵守 (法13条)					
記録	書面の記載 (法14条)					
	書面の保存 (法14条、15条)					
事故	事故に対する管理組織体制 (法17条)					
	危害防止のための措置 (法17条)					
	過去1年間の事故の有無 (法17条)					
備考						
確認印	部門責任者					
	管理責任者					
	施設管理者					

応 急 措 置

品 名	硫酸
<p>別名：H₂SO₄ 劇物（硫酸及びこれを含有する製剤。10%を超えるもの） （性状）無色無臭、油状の液体。濃硫酸は水と接触して激しく発熱する。</p> <p>漏えい時 漏えいした場所の周辺には、ロープを張るなどして人の立入りを禁止する。 作業の際には必ず保護具を着用する。</p> <p>（少量） 漏えいした液は土砂等に吸着させて取り除くかまたは、ある程度水で徐々に希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。 （多量） 漏えいした液は土砂等でその流れを止め、これに吸着させるか、又は安全な場所に導いて、遠くから徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。 この場合、濃厚な廃液が河川等に排出されないよう注意する。</p> <p>出火時 （周辺火災の場合） 速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能の場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。</p> <p>（着火した場合） ----- （消火剤） -----</p> <p>暴露・接触時 人体に対する影響 （皮膚に触れた場合） 激しいやけど（薬傷）を起こす。 （眼に入った場合） 粘膜を激しく刺激し、失明することがある。</p> <p>救急方法 （眼や皮膚に付着した場合） 直ちに付着又は接触部を多量の水で15分以上洗い流す。汚染された衣服やくつは速やかに脱がせ、速やかに医師の手当てを受ける。</p> <p>注意事項 1. 可燃物、有機物と接触させない。 2. 水と急激に接触すると多量の熱を発生し酸が飛散することがある。 3. 水で薄めて生じた希硫酸は、各種の金属を腐食して水素ガスを発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。 4. 直接中和剤を散布すると発熱し、酸が飛散することがある。</p> <p>保護具 保護手袋（ゴム）、保護長ぐつ（ゴム）、保護衣（ゴム）、保護眼鏡</p>	

応 急 措 置

品 名	塩酸
<p>別名：H C l a q</p> <p>劇物（塩化水素を含有する製剤。10%を超えるもの）</p> <p>（性状） 不燃性の無色透明又は淡黄色の液体で、25%以上の濃度のものは発煙性を有する。激しい刺激臭がある。腐食性が強い。強酸性である。</p> <p>漏えい時</p> <p>風下の人を退避させる。必要があれば水で濡らした手ぬぐい等で口及び鼻を覆う。漏えいした場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。作業の際には必ず保護具を着用する。風下で作業をしない。</p> <p>（少量） 漏えいした液は土砂等に吸着させて取り除くか、又はある程度水で徐々に希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。</p> <p>（多量） 漏えいした液は土砂等でその流れを止め、これに吸着させるか、又は安全な場所に導いて遠くから徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し多量の水を用いて洗い流す。発生するガスは霧状の水をかけ吸収させる。この場合、濃厚な廃液が河川等に排出されないよう注意する。</p> <p>出火時</p> <p>（周辺火災の場合） 速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能の場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。</p> <p>（着火した場合） -----</p> <p>（消火剤） -----</p> <p>暴露・接触時</p> <p>人体に対する影響</p> <p>（吸入した場合） のど、気管支、肺などを刺激し粘膜が侵される。</p> <p>（皮膚に触れた場合） やけど（薬傷）を起こす。</p> <p>（眼に入った場合） 粘膜が刺激され、失明することがある。</p> <p>救急方法</p> <p>（吸入した場合） 直ちに患者を毛布等にくるんで安静にさせ、新鮮な空気の場合に移し、速やかに医師の手当てを受ける。</p> <p>（皮膚に触れた場合） 直ちに付着又は接触部を多量の水で十分に洗い流す。汚染された衣服やくつは速やかに脱がせる。速やかに医師の手当てを受ける。</p> <p>（眼に入った場合） 直ちに多量の水で15分間以上洗い流し、速やかに医師の手当てを受ける。</p> <p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大部分の金属、コンクリート等を腐食する。 2. 塩酸は爆発性でも引火性でもないが、各種の金属を腐食して水素ガスを発生 	

応 急 措 置

品 名	水酸化ナトリウム
<p>別名：か性ソーダ水溶液、NaOH aq 劇物（水酸化ナトリウムを含有する製剤。5%を超えるもの） （性状）黄無色又は灰色の液体でにおいはない。濃度、温度により固化することがある。強アルカリ性で腐食性が強い。不燃性。</p> <p>漏えい時 極めて腐食性が強いので、作業の際には必ず保護具を着用する。必要があれば漏えいした場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。 （少量） 漏えいした液は多量の水を用いて十分に希釈して洗い流す。 （多量） 漏えいした液は土砂等でその流れを止め、土砂等に吸着させるか、又は安全な場所に導いて多量の水をかけて洗い流す。必要があれば更に中和し、多量の水を用いて洗い流す。 この場合、濃厚な廃液が河川等に排出されないよう注意する。</p> <p>出火時 （周辺火災の場合） 速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能の場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。 （着火した場合） ----- （消火剤） -----</p> <p>暴露・接触時 人体に対する影響 （吸入した場合） 微粒子やミストを吸入すると鼻、のど、気管支、肺を刺激する。 （皮膚に触れた場合） 皮膚が激しく腐食される。 （眼に入った場合） 結膜や角膜が激しく侵され、失明する危険性が高い。</p> <p>救急方法 （吸入した場合） 直ちに患者を毛布等にくるんで安静にさせ、新鮮な空気のある場所に移し、できれば酸素吸入を行う。速やかに医師の手当てを受ける。 （皮膚に触れた場合） 直ちに付着又は接触部を多量の水で十分に洗い流す。汚染された衣服やくつは速やかに脱がせる。速やかに医師の手当てを受ける。 （眼に入った場合） 直ちに多量の水で15分間以上洗い流し、速やかに医師の手当てを受ける。</p> <p>注意事項 苛性ソーダ水溶液は爆発性でも引火性でもないが、アルミニウム、すず、亜鉛などの金属を腐食して水素ガスを発生し、これが空気と混合して引火爆発することがあ</p>	

応 急 措 置

品 名	硝酸銀
<p>別名：AgNO₃ 劇物：(無機銀塩類)</p> <p>(性状) 無色透明結晶。転移点159.6℃、融点212℃、分解点444℃。光によって分解して黒変する。強力な酸化剤であり、また腐食性がある。水に極めて溶けやすい(0℃で水100mLに121g溶ける)。アセトン、グリセリンに可溶。</p> <p>漏えい時 飛散した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。作業の際には必ず保護具を着用し、風下で作業をしない。 飛散したものは空容器にできるだけ回収し、そのあとを食塩水を用いて塩化銀とし、多量の水を用いて洗い流す。 この場合、濃厚な廃液が河川等に排出されないよう注意する。</p> <p>出火時 (周辺火災の場合) 速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能な場合には、容器及び周囲に散水して冷却する。 (着火した場合) ----- (消火剤) -----</p> <p>暴露・接触時 急性中毒と刺激性</p> <p>(吸入した場合) 鼻、のど、気管支の粘膜を刺激し、粘膜を腐食する。 (皮膚に触れた場合) 皮膚を刺激し、皮膚を腐食する。 (眼に入った場合) 粘膜を激しく刺激する。</p> <p>医師の処置を受けるまでの救急方法</p> <p>(吸入した場合) 鼻をかみ、うがいをさせる。 (皮膚に触れた場合) 直ちに汚染された衣服やくつ等を脱がせる。直ちに付着又は接触部を石けん水で洗浄し、多量の水を用いて洗い流す。 (眼に入った場合) 直ちに薄い食塩水で洗浄したのち、多量の水で15分間以上洗い流す。</p> <p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 可燃物と混合しないように注意する。 強熱すると酸化銀(II)の煙霧及びガスを発生する。煙霧及びガスは有害なので注 <p>意する。</p> <p>保護具 保護眼鏡、保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、防じんマスク</p>	

別紙4

研 修 記 録 表

(○○○○○)

回数	研修の名称	主な内容	実施日	講師名	受講者
1			・ ・		
2			・ ・		
3			・ ・		
4			・ ・		
5			・ ・		
6			・ ・		
7			・ ・		
8			・ ・		
9			・ ・		
10			・ ・		
11			・ ・		
12			・ ・		